

日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード〈第2.0版〉

目 次

基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	1
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	
実施項目 1－1 ① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	
実施項目 1－1 ② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」 及び「入学者受入れの方針」の実質化	
実施項目 1－1 ③ 教学組織の権限と役割の明確化	
実施項目 1－1 ④ 教職協働体制の確保	
実施項目 1－1 ⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次 計画の策定 及び推進	
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	
実施項目 1－2 ① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある 計画の策定	
実施項目 1－2 ② 計画実現のための進捗管理	
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	5
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	
実施項目 2－1 ① 社会の要請に応える人材の育成	
実施項目 2－1 ② 社会貢献・地域連携の推進	
原則 2－2 多様性への対応	
実施項目 2－2 ① 多様性を受容する体制の充実	
実施項目 2－2 ② 役員等への女性登用の配慮	
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	7
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	
実施項目 3－1 ① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の 確保	
実施項目 3－1 ② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制 の確立	
実施項目 3－1 ③ 理事への情報提供・研修機会の充実	
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	
実施項目 3－2 ① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程 の透明性の 確保	
実施項目 3－2 ② 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	
実施項目 3－2 ③ 監事への情報提供・研修機会の充実	

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方 の明確化
及び選任過程の透明性の確保

実施項目 3-3② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制 の確立

実施項目 3-3③ 評議員への情報提供・研修機会の充実

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

実施項目 3-4② 法令等遵守のための体制整備

基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開） 12

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1① 情報公開推進のための方針の策定

実施項目 4-1② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

基本原則1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)

加盟大学は、私立大学としての個性・特色ある多様な教育研究活動の質及び経営の健全性の維持・向上を図るため、建学の精神等の基本理念に基づき、教学と経営を一体的かつ自主・自律的に運営すべきである。

[本学の対応]

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人松本歯科大学(以下、「この法人」という。)は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

加盟大学は、建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明確に示し理解を得るとともに、目的達成に向けた教学運営体制を確立し、教育研究活動を推進すべきである。

実施項目1-1① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示

建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示する。

[本学の対応]

建学の精神

建学の理念は次のとおりです。

建学の理念

佐久間象山、福沢諭吉両先生の学訓に従い

国手的精神に立脚し

教育と研究の有機的結合を強固にして大学の本質を常に究め

近代民主主義の本源的価値観と世界観を確立し

人間の尊厳を認識せしめつつ民主主義的人格を陶冶し

深遠な真理を追求しつつ科学的思想昂揚の完璧を期するにある

過去より未来を通じて現代の世界史的位置を認識せしめ

偉大な人類の業績を讃えると共に

未来への方法と科学的展望を確立せしめる

教学一致の不断の研鑽と遠大な理想に基づき

輝ける高雅な環境の醸成につとめ

自治の尊厳を守り

芸術を尊び高度の情操を育成せしめる

実施項目1-1② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化

学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、卒業の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努める。

[本学の対応]

公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー(学生・保護者、同窓生、教職員等)はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

学生に対して3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 歯学部の方針(ポリシー)

ア **ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)**

1. 歯科医師としての倫理観を身につける。
2. 歯科医師として自己研鑽する態度を身につける。
3. 歯科医師として必要な基礎的知識を身につける。
4. 歯科医師として必要な基本的技能を身につける。
5. 歯科医学の問題を自然・社会・人文科学的方法を統合して解決する能力を身につける。
6. 歯科医師として国際的視野に基づいて社会貢献する態度を身につける。

イ **カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針)**

松本歯科大学は豊かな人間性を有した歯科医師を育成するために、以下にカリキュラム・ポリシーを定める。

1. ディプロマ・ポリシーを達成するために6年一貫の弾力的なカリキュラム編成を行う。
2. 歯科医師として具備すべき、教養、倫理観を育成するために人文科学系科目、社会科学系科目を設置する。
3. 歯科医学の基礎及び臨床科目の理解に必要な知識を育成するために、自然科学系科目を設置する。
4. 歯科医学を勉学する動機づけのために早期体験型科目を設置する。
5. 国際的視野で社会貢献するために必要な外国語能力やコミュニケーション能力を養成する科目を設置する。
6. 歯科医療の専門知識と技能を養成するために専門基礎科目及び専門臨床科目を設置する。
7. 歯科医師として必要な知識・技能・態度を修得するために、診療参加型臨床実習を行う。

ウ **アドミッション・ポリシー(学生の受入れ方針)**

1. 歯科医師になろうとする強い意志を持っている。
2. 歯科医学を習得するために必要な基礎的な学力を備えている。
3. 生命科学を学ぼうとする意欲を備えている。
4. 相手を理解し、自分の意思を適確に伝えることができる。

5. 諸問題を抽出・理解し、自分の考えをまとめることができる。
6. 国際的視野で思考し社会に貢献しようと考えている。
- ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
- ③ ダイバーシティ・インクルージョン(多様性の受容)の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

実施項目1-1③ 教学組織の権限と役割の明確化

学長の責務(役割及び職務範囲)、学長の補佐体制(副学長・学部長の役割)及び教授会の役割(学長と教授会の関係)等、教学組織の権限と役割を明確にする。

[本学の対応]

教学ガバナンス(権限・役割の明確化)

学長の任免は、学長選任規程に基づき、「理事会が行う」また、「学長は理事に選任される必要があり、理事選任機関の決議により必ず理事に選任されなくてはならない。」とあり、寄附行為施行細則において、「学長は、理事会及び常務理事会との連絡調整をとりながら、大学の校務を掌り、所属職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

1. 学長

(1) 学長の責務(役割・職務範囲)

- ① 学長は、学則第 1 条に掲げる「建学の理念に基づき、専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた有為な人材を育成し、もって国民の保健、医療、福祉に貢献しつつ、社会の発展と国際文化の向上を図る」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、理事会及び常務理事会との連絡調整をとりながら、大学の校務を掌り、所属職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制(学部長等の役割)

- ① 学部長の役割については、役職教員の職務に関する規程において「学部長は、学長の命を受けて、歯学部の校務をつかさどる。」としています。
- ② 大学に副学長を置くことができるようにしており、役職教員の職務に関する規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。」としています。
- ③ 大学に学長補佐を置くことができるようにしており、役職教員の職務に関する規程において「学長補佐は、学長の指示する特命事項に基づき、必要な業務を行う。」としています。

2 教授会

(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)

歯学部教育と研究に関する学務を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については歯学部教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束され

るものではありません。

実施項目 1-1④ 教職協働体制の確保

教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努める。

[本学の対応]

教職協働

実効性のある中期的な計画の策定・実行・評価(PDCA サイクル)による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るために適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

実施項目 1-1⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

ファカルティ・ディベロップメント (FD)、スタッフ・ディベロップメント (SD) に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施する。

[本学の対応]

ユニバーシティ・ディベロップメント:UD

全構成員による、建学の理念に基づく教育・研究活動等を通じて、大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

①ボード・ディベロップメント:BD

ア 常務理事は、寄附行為等関連規程及び事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務の効果的・適切な執行のために必要な取組みを行います。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

②ファカルティ・ディベロップメント:FD

ア 3つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を行わせるための取組みを推進します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにファカルティ・ディベロップメント委員会を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③スタッフ・ディベロップメント:SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の向上に向け、業務研修を行います。

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

加盟大学は、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して実効性のある中期的な計画を示し、進捗管理を行うことによって教育研究の質の向上及び組織運営の強化を図るべきである。

実施項目 1-2① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定

策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込む。

〔本学の対応〕

中期的な計画の策定と実現に向けて

1. 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
2. 中期的な計画に盛り込む内容
 - I. 教育・研究
 - II. 病院・診療
 - III. 管理・運営
 - IV. 財務
 - V. 大学機関別認証評価での指摘事項への対応

実施項目1-2② 計画実現のための進捗管理

計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行う。

〔本学の対応〕

1. 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、常務理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
2. 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
3. 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
4. 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)

加盟大学は、常に時代の変化に対応し、社会に貢献するため、公共性と社会性を重んじ、建学の精神等の基本理念に基づく教育研究・社会貢献活動を実践し、社会に有為な人材を輩出するとともに、社会課題の解決等に努めるべきである。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

加盟大学は、社会からの要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動を実践するとともに、そこから得た教育研究活動の多様な成果を社会に還元し、社会の安定と発展に貢献すべきである。

実施項目2-1① 社会の要請に応える人材の育成

建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供する。

〔本学の対応〕

1. 建学の理念に基づく人材像
建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

将来歯科医師として社会に貢献し、歯科医学の発展に寄与することができる豊かな教養と高い人格を備えた有為な人材

2. 教育と研究の目的(私立大学の使命)

本学の建学の理念に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

大学の理念を具現化し人間教育全体を教育目標とし、人間としての倫理に基づき先ず「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という教育方針をモットーとし、学生が将来歯科医師として社会に貢献し、歯科医学の発展に寄与することができるように人材育成を行う。

実施項目 2-1② 社会貢献・地域連携の推進

環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官学連携による地域課題の解決に向けた取り組みなど、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努める。

[本学の対応]

社会貢献・地域連携

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。
- ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

原則 2-2 多様性への対応

加盟大学は、ダイバーシティ&インクルージョンの理念を踏まえ、多様性が尊重され包摂される共生社会の実現のため、学生、教職員等のすべての構成員の多様な価値観等が受容される環境を整備するなど、多様性への対応を講じるべきである。

実施項目 2-2① 多様性を受容する体制の充実

性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努める。

[本学の対応]

私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。

実施項目 2-2② 役員等への女性登用の配慮

男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮する。

[本学の対応]

2025年6月発足の新体制においては、理事8名のうち1名、評議員12名のうち2名が女性となっている。

基本原則3 安全性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

加盟大学は、持続的な私立大学の価値向上を実現するため、ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針等を明確にすることにより、実効性の高いガバナンス体制を構築し、経営の安定性と継続性を確保すべきである。

〔本学の対応〕

安定性・継続性(学校法人運営の基本)

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

加盟大学は、理事会における学校法人の業務に関する意思決定の機動性及び理事の業務執行に関する監督機能の適正性を確保する観点から、理事会の構成・運営方針等を明確にすべきである。

実施項目3-1① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事長像を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

〔本学の対応〕

1.理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、この法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決するこの法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者(学長、副学長及び学部長等)に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

実施項目3-1② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保する。

〔本学の対応〕

1. 理事会の運営

① 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任していま

す。

イ 歯学部長及び大学院歯学独立研究科長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制と
しています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化
を図ります。

② 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で
共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

③ 役員(理事・監事)は、(ア)その任務を怠り、この法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に
悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負
います。

④ 役員(理事・監事)がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も
当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑤ 役員(理事・監事)のこの法人に対する責任が過重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を
整備します。

⑥ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2. 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化

① 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理します。

② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、理事長を補佐して各々の役割を行います。

③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。

④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、この法人のため忠実にその職務を行います。

⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑥ 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及
び監事に報告します。

⑦ この法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相
反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必
要があります。

3. 学内理事の役割

① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な
成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての
業務を遂行します。

4. 外部理事の役割

① 複数名の外部理事(私立学校法第38条第5項に該当する理事)を選任します。

② 外部理事は、この法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意
見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行
います。

実施項目3-1③ 理事への情報提供・研修機会の充実

学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対す
る情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

[本学の対応]

理事への研修機会の提供と充実
全理事(外部理事を含む)に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

加盟大学は、学校法人の管理運営の適正性を確保するうえで、監事及び会計監査人の独立性を高め、組織の重層的チェック体制を構築し、監査機能を強化するとともに、監事機能を実質化すべきである。

実施項目3-2① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保
監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

[本学の対応]

監事

1. 監事の責務(役割・職務範囲)について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、寄附行為、監事監査規程等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、この法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、この法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為によりこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

2. 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する確実を重視し、監事は評議員会の決議によって選任する。
- ② 監事は2名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

実施項目3-2② 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携

監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行う。

[本学の対応]

1. 監事監査規程

- ① 監査機能の強化のため、監事監査規程等を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

実施項目3-2③ 監事への情報提供・研修機会の充実

監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

[本学の対応]

監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ この法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

加盟大学は、諮問機関としての評議員会機能の実質化及び監督機能の強化を図り、学校法人運営の機動性及び安定性を確保する観点から、評議員会の構成・運営方針等を明確にすべきである。

実施項目 3-3① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

[本学の対応]

1. 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア この法人の職員のうちから、理事会において選任した者 4名
 - イ この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢二十五年以上の者のうちから、評議員会において選任した者 6名
 - ウ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 2名
- ③ この法人の業務若しくは財産状況又は役員の仕事執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④ 前項第一号に定める評議員は、この法人の職員の地位 退いたときは評議員の職を失うものとします。
- ⑤ 理事会及び評議員会は、それぞれ、評議員の総数が十二名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができます。
- ⑥ 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとします。

2. 評議員の資格

- ① 第三十三条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第三十一条第三項及び第六項、第四十六条第二項及び第三項並びに第六十二条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

実施項目 3-3② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保する。

[本学の対応]

評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。

なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 重要な資産の処分又は譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- ④ 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
- ⑤ 私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- ⑥ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑦ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑧ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- ① 私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める寄附行為の変更
- ② 私立学校法第百九条第一項第一号に定める事由による解散
- ③ 合併

(3) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(4) 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(5) 評議員会は、監事の選任に際し、当該監事の資質や専門性について十分検討します。

実施項目 3-3③ 評議員への情報提供・研修機会の充実

学校法人の適正な運営に必要な識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

[本学の対応]

1. 評議員への研修機会の提供と充実

- ① この法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② この法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

原則3-4 危機管理体制の確立

加盟大学は、自然災害・事故・事件等の事象によるあらゆるリスク及び危機を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるため、実効性のある危機管理体制を確立すべきである。

実施項目3-4① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

事象に応じた危機管理マニュアルを整備するとともに、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画を策定し、学内において広く浸透させる。

[本学の対応]

1. 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。
 - ア 大規模災害
 - イ 不祥事(ハラスメント、公的研究費不正使用等)
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。
 - ア 学生・生徒等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策

実施項目3-4② 法令等遵守のための体制整備

法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するように組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備する。

[本学の対応]

1. 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程(以下、法令等という。)を遵守するよう組織的に取り組みます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)

加盟大学は、教学運営・経営の透明性を高め、幅広いステークホルダーからの信頼を維持・向上するため、法律上公表が定められていない情報についても、積極的に自らの判断によって努めて最大限公開すべきである。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

加盟大学は、自らが行う教育研究活動やそれを支える経営に係る情報について、様々な機会を通じて積極的に公開することによって、広く社会からの理解・信頼を得るべきである。

実施項目4-1① 情報公開推進のための方針の策定

情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進する。

[本学の対応]

1. 透明性の確保(情報公開)

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

2. 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。

実施項目4-1② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努める。

[本学の対応]

情報公開の充実

1. 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則(第 172 条第 2 項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

ア 大学の教育研究上の目的

イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

オ 教育研究上の基本組織

カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準

コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用

シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書

イ 寄附行為

ウ 監事の監査報告書

エ 役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く)

オ 役員報酬に関する基準

カ 事業報告書

2. 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

3. 情報公開の工夫等

① 上記 1.②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。

③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、大学案内、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

4. 社会に対して

① 認証評価

2004 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

施行日

2025 年 10 月 1 日から施行する。